

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、1 m以上の浸水が予想されているほか、小売・サービス業、医療機関の多くが立地する市街地の商業地域の一部で1 m以上の浸水が予想されている。また、製造業や建設業の多くが立地する片縄地区、安徳地区において、最大で2 m以上の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の大部分が山地から構成され、ハザードマップによると、山間の岩戸地区・南畑地区の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、製造業や建設業の多くが集積している。平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し、土砂災害による国道385号線の通行止めも発生した。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で4%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生している。特に、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所の甚大な被害が発生した。また、当市は九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分され、平均気温は15℃～16℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。一方、年間降水量は1,700mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少なく、冬季には曇りや雨の天候が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多いことが特徴としてあげられる。

(感染症)

新型インフルエンザ感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国民かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和6年3月31日現在）

・商工業者等数 1,594人

・小規模事業者数 1,133人

【内訳】

業種		商工業者	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	382	272	市内に広く分散している
	サービス業	366	260	市内中心部に多い
	小売業	303	215	市内中心部に多い
	飲食・宿泊業	184	136	市内中心部に多い
	その他	359	250	市内中心部に多い
合計		1,594	1,133	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・自主防災組織の設立など、自主防災体制の整備
- ・防災行政無線など情報伝達手段の整備
- ・ハザードマップの作成など防災知識の普及・啓発
- ・防災備品の備蓄など災害対応体制の確立
- ・那珂川市新型インフルエンザ等対策本部による体制の確立

2) 当会の取組

- ・発災後の融資あっせん
- ・事業者のBCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー（ワークショップ）の開催と計画策定支援
- ・事業者BCP策定に関する専門家派遣
- ・防災備品の備蓄

II. 課題

現状、平時の取組として市では防災計画や職員マニュアルを作成し災害時の体制は整いつつある。また、商工会においても災害時に事業所より申告されたものを把握し、適切な事業所の復興支援に努めているところであるが、地区内小規模事業者の多くは避難体制等のマニュアル整備・防災訓練の実施が十分でなく指導が行き届いていない現状である。

このような現状のもと商工会では平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- ・日常より地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時に小規模事業者が被害状況を報告し支援を求めることができる関係機関を平時より周知する。
- ・災害発災前後には精度の高い情報を提供できるよう連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援対策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・災害情報の把握・報告システムを活用し二次災害・災害の拡大を防ぐように迅速・正確に行動を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 4月 1日～令和12年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症はいつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされなることなく冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和2年11月に事業継続力計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・ 福岡県商工会連合会のリスクマネジメント課からのBCP専門家や民間保険会社派遣により事業者のリスク予防診断からBCPの策定までのワンストップ支援事業を実施する。
- ・ 感染症に関しては収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者のBCP等取組状況の確認
- ・ 那珂川市事業継続力強化連絡協議会（構成員：当会，当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

- ・国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき政府による「金融事態宣言」が出た場合は那珂川市における感染症対策本部設置に基づき当会感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

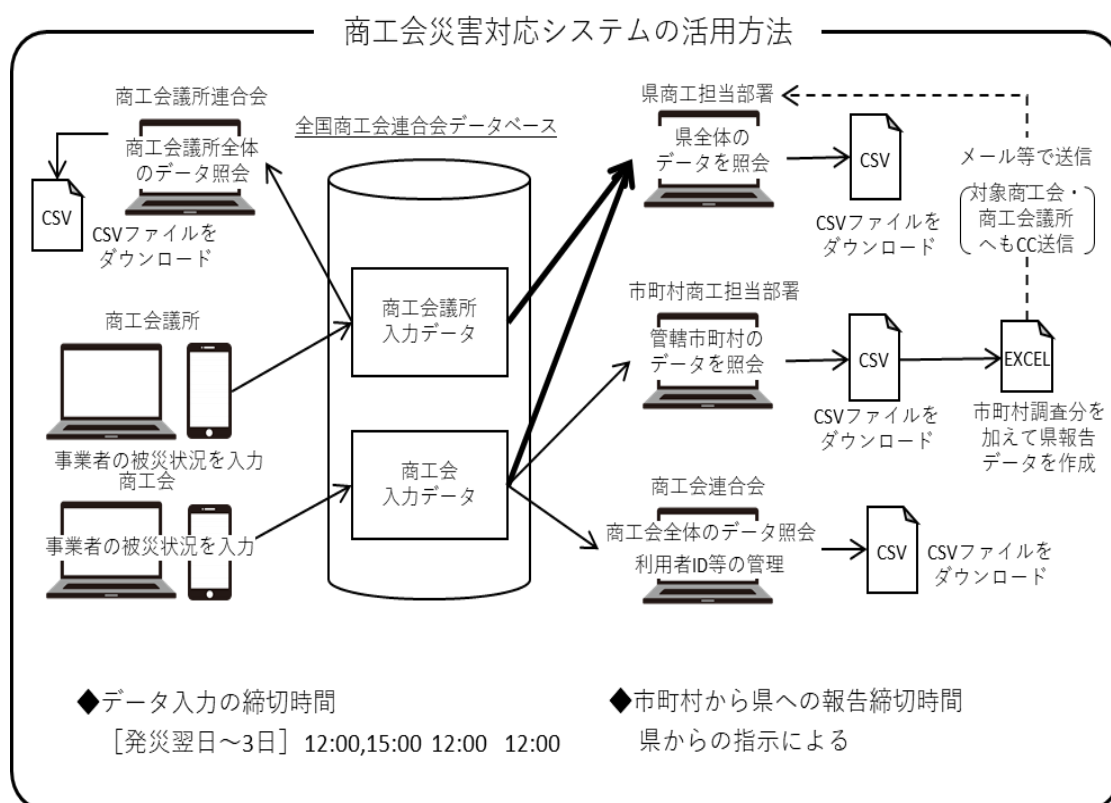
発災後～3 日間	1 日 3 回共有する
4 日間～2 週間	1 日 2 回共有する
3 週間～1 か月	1 日 1 回共有する
1 か月以降	2 日 1 回共有する

- ・当市的那珂川市新型インフルエンザ等対策本部において必要な情報の把握と発信を行うとともに対策に向けた検討を行う。

＜３．発災時における連絡体制＞

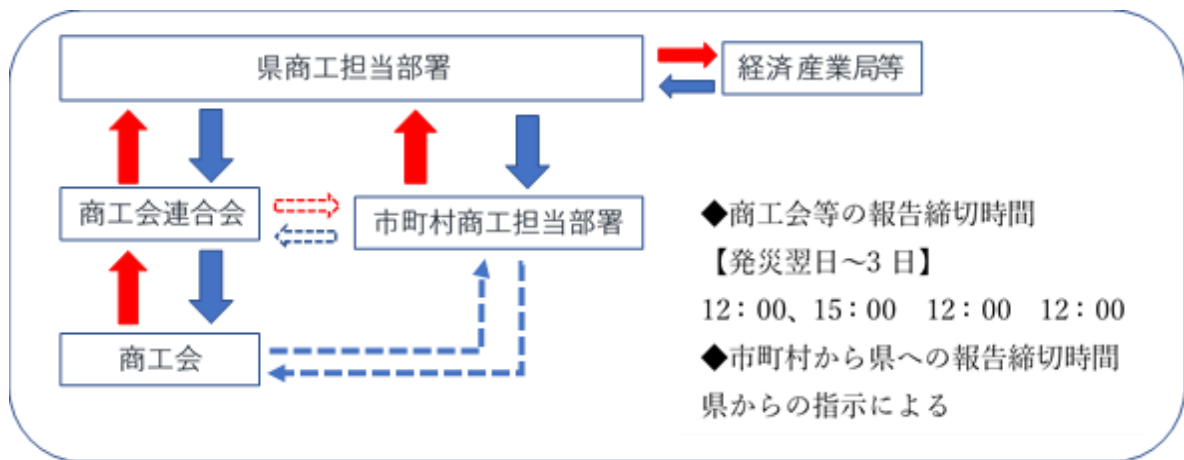
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、那珂川市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I							
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況						提出日：令和○年○月○日	
団体名：						記入担当者：	
被害箇所					被害状況		区分 (新規・修正・変更)
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	新規＝前回の報告に新たな被害 修正＝前回の報告内容に 修正を加える場合 変更＝前回の報告内容から 変更が大きい場合	
記入例	〇〇市〇〇町〇丁目〇	—	〇〇〇製材所	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、那珂川市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

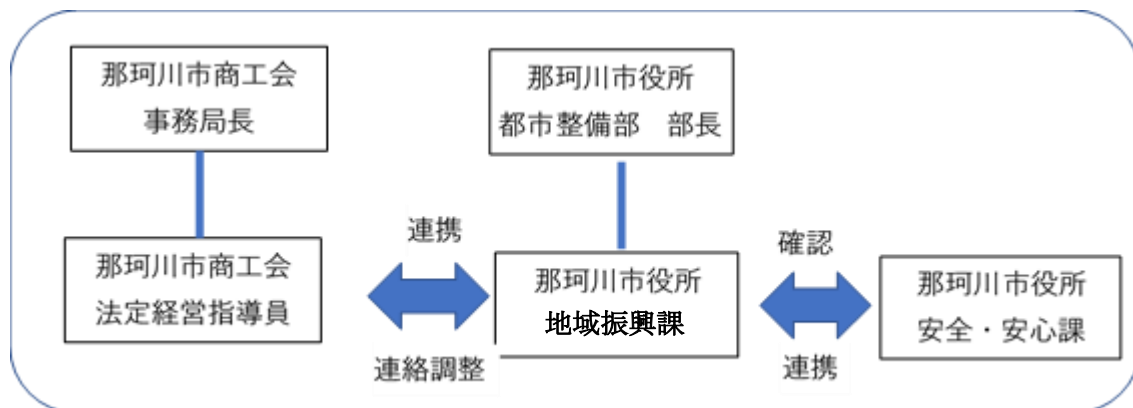
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年8月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 横田 健一 （連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①那珂川市商工会

〒811-1242 福岡県那珂川市西隈3丁目1番10号

TEL：092-952-2949

FAX：092-952-9101

E-mail：nakagawa@shokokai.ne.jp

②那珂川市役所 都市整備部 地域振興課

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安徳702番地1

TEL：092-408-9864

FAX：092-953-4563

E-mail：tiiki@city-nakagawa.fukuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県商工会連合会 会長 花田 稔之 (リスクマネジメント課) 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号
連携して実施する事業の内容
福岡県商工会連合会と当会が災害予防対策タスクチームを組織して下記4ステップによる事業及び小規模事業者への支援を行う。 ■ ステップ1 事業の周知 チラシ、SNS、メディア等による情報発信 ■ ステップ2 リスク予防診断の嫉視によるリスク喚起と復興計画提案 ① ライフプランの評価：現在の生活状況と将来の計画をヒアリングして評価 ② リスクの評価：経営リスクに関する課題抽出、分析を実施 ③ 保険ポリシーの確認：既存の保険加入状況を保険証券より確認し、見直しを実施 ④ 提案とカスタマイズ：事業者には最適な保険プラン（被災後等の復旧対策）、BCP策定提案 ⑤ 研修会の実施：改正情報等の提供や集団講習会・職員研修会を嫉視 ■ ステップ3 BCP策定支援に係る専門家の派遣による支援 ① 専門家派遣の実施 ② 申請書作成までをフォロー ③ 専門家は損保会社の専門家等を活用する。 ■ ステップ4 災害に負けない強い事業者の計画実施 ① BCPの更新と改訂 ② 非常時用品の整備 ③ 施設、設備の改修 ④ 従業員の避難訓練 ⑤ バックアップ設備の整備 ⑥ 保険加入

```

graph LR
    subgraph Step1 [1 周知]
        S1_1[経営リスクに関する情報  
専門チームによる支援情報  
→チラシ作成だけでなく、メディア、SNSなどを活用し、広く周知]
        S1_2[連合会]
        S1_3[商工会]
        S1_4[周知依頼  
研修・職員教育  
⑩メディア、HP、SNS等プロモーション]
        S1_5[⑩周知巡回による説明]
    end

    subgraph Step2 [2 リスク予防診断（課題抽出・分析）]
        S2_1[リスク意識の喚起  
…BCP策定までの入口として、災害予防対策タスクチーム（仮）によるリスクの課題抽出]
        S2_2[災害後の立て直し対策提案  
…リスク予防診断日やステップ完了までのスケジュール管理、リスク予防診断結果等提案書の作成、実績管理など]
        S2_3[【災害予防対策タスクチーム】]
        S2_4[連合会（統括）]
        S2_5[BCP策定専門家]
        S2_6[民間保険会社]
        S2_7[各商工会（伴走支援）]
        S2_8[①診断依頼]
        S2_9[②リスク喚起、対策案提案]
    end

    subgraph Step3 [3 BCP策定（申請）]
        S3_1[専門家派遣を実施]
        S3_2[申請書作成までをフォロー]
        S3_3[専門家は損保会社の専門家を活用する]
        S3_4[連合会]
        S3_5[BCP策定専門家]
        S3_6[商工会]
        S3_7[③策定支援（個別）]
        S3_8[③策定支援フォロー]
        S3_9[③実績報告]
    end

    subgraph Step4 [4 計画実施]
        S4_1[非常時用品の整備]
        S4_2[施設、設備の改修]
        S4_3[従業員避難訓練]
        S4_4[バックアップ設備の整備]
        S4_5[保険加入]
        S4_6[BCPの更新と改訂]
        S4_7[商工会]
        S4_8[③定期的な見直し提案（伴走支援）]
    end

    S1_2 --> S2_4
    S1_3 --> S2_7
    S2_4 --> S2_5
    S2_5 --> S2_6
    S2_6 --> S2_7
    S2_7 --> S3_5
    S3_5 --> S3_4
    S3_4 --> S4_7
    S4_7 --> S4_8
    S4_8 --> S4_9[災害に負けない強い事業者]
  
```

連携して事業を実施する者の役割

■ 福岡県商工会連合会の役割

福岡県商工会連合会と当会が災害予防対策タスクチームを組織して小規模事業に対して伴走支援を行う。福岡県商工会連合会リスクマネジメント課はBCP策定専門家や民間保険会社を当会に派遣してリスク予防から事業継続計画（BCP）の策定支援をサポートする役割を担う。

■ 災害予防対策タスクチームの効果

災害予防対策タスクチームによるこの一連のワンストップサービスの支援体制により事業継続計画（BCP）の策定事業数の増加が期待されるとともに、当会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし災害に負けない強い事業者を育成できるようになる。

連携体制図等

